

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人医療法人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	営業損害	金 4 5 9 万 2 9 3 1 円
	弁護士費用	金 1 3 万 7 7 8 8 円
損害期間	自 平成 2 3 年 3 月 1 1 日	
	至 平成 2 3 年 8 月 3 1 日	

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第 1 項記載の損害項目及び損害期間についての損害賠償金として合計金 4 7 3 万 0 7 1 9 円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第 1 項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成 2 5 年 1 月 3 1 日

（仲介委員 吉岡桂輔）